

令和8年（2026年）1月14日

財務省 御中

日本司法書士会連合会

会長 小澤吉徳

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見

当連合会は、標記について次のとおり意見を申し述べる。

1. 基本的な考え方について

【意見】

本改正案は、非居住者による本邦不動産取得に係る情報の集約化及び報告区分の明確化を図るものであり、その基本方針に賛成する。

【理由】

いわゆる事後報告制度は非居住者の取得した不動産のデータベース構築の情報源になるとともに、省庁間の相互連携は事後報告制度の有効性を最大限に引き出すものといえる。

2. 本改正案第5条第2項第10号イ・ロ・ハについて

【意見】

(1) 非居住者による本邦不動産取得に係る事後報告の適用除外範囲を縮小する方針に賛成する。ただし、報告対象の拡大による捕捉精度の低下を防ぐため、不動産登記申請時に審査を伴わない届出義務を課すべきである。

(2) 不動産の所有権以外に関する権利の取得が依然として適用除外とされている点に関し、脱法的なスキームを防止するための措置を検討すべきである。

【理由】

(1) 不動産登記申請と同時に、届出証明書やIDなどを添付しての報告も併せて行うことで、より実効性を高めることができるものと思料する。

(2) たとえば、地上権設定等による実質的な所有権取得の代替となるスキームが懸念されるところ、所有権に準ずる権利についても報告対象に含めることで、より実効性を高めることができるものと思料する。

3. 本改正案別表第一、国際収支項目番号（第37条関係）の1について

【意見】

賛成する。

【理由】

当該規定の整備は、国際収支統計の精度向上に資するものであるとともに、かかる定義の明確化により関係省庁における確認事務の負担軽減にも寄与するものと思料する。